

所得税の事前還付説明会を開催

所得税の事前還付説明会がウェルス幸手で開催されます。この説明会では、税理士による説明を聞きながら、自分で申告書を作成し、提出することができます。

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133、134 ・ FAX(43)1125



折込みチラシもご覧ください

事前還付説明会の日程

※説明会開始後の入場はご遠慮ください。

申告内容	と き	と ころ
公的年金受給者	1月23日(水)	ウェルス幸手2階研修室
医療費控除	1月24日(木)	

公的年金受給者 開催日：1月23日(水)

- ▼対象 平成24年中の収入が公的年金だけで、源泉徴収された所得税がある人
- ▼用意する物 ①平成24年分源泉徴収票(原本) ②印鑑、ボールペン、のり、計算機 ③申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの ④社会保険料(国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険料など)の証明書 ⑤生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ) ⑥医療費の領収書、保険などで補てんされた金額が分かるもの(医療費控除を受ける人のみ)
- ※1年間分の医療費の合計額を事前に計算しておいてください。
- ※計算の結果、還付にならない場合もあります。

医療費控除 開催日：1月24日(木)

- ▼対象 平成24年分の収入が給与所得のみ(年末調整済)で医療費控除額が出る人
(医療費控除額の計算方法)
平成24年中に支払った医療費－保険などで補てんされた金額＝A
A－(「10万円」または「所得の5%」のいずれか少ない方の額)＝医療費控除額(最高200万円)
- ▼用意する物 ①平成24年分源泉徴収票(原本) ②印鑑、ボールペン、のり、計算機 ③申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの ④医療費の領収書、保険などで補てんされた金額が分かるもの
- ※1年間分の医療費の合計額を事前に計算しておいてください。
- ※計算の結果、還付にならない場合もあります。

▼農業所得「収支内訳書」は確定申告までに

農業所得の「収支内訳書」の用紙、減価償却計算例および参考資料は市役所税務課、ウェルス幸手、コミュニティセンターに用意していますので、確定申告が始まるまでに作成していただくようお願いします。

税務署からのお知らせ

所得税の確定申告の

相談および申告の受付

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※土曜・日曜日を除く

※還付申告は1月4日(金)から行えます。

※春日部税務署では、2月24日(日)、3月3日(日)にも確定申告の相談・受付を行います。

内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

ネットで申告

e-Tax

所得税、贈与税の確定申告には、便利なe-Taxをご利用ください。

▼e-Taxのメリット

○国税庁ホームページから電子申告

(5) 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax

を利用して提出できます。

○最高30000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高30000円の控除が受けられます。

※平成23年分以前に、この控除を受けた人を除く

○添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などの記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出または提示を省略することができます。

※法定申告期限から5年間、書類の提出や提示を求められることがあります。

○還付がスピーディー

e-Taxにより申告された還付申告は、早期処理しています。

○24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

▼贈与税の申告もe-Tax

平成24年分の申告から贈与

税の申告でもe-Taxが利用できるようになりました。

▼ご利用のための事前準備

電子証明書の取得(手数料が必要)やICカードリーダーアダプタが必要です。

※詳細については、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)へ

e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax作成コーナーヘルプデスクへ

☎0570-0115901

公的年金等受給者へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告の必要はありません。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要です。住民税申告の詳細については、市役所税務課へお問い合わせください。

問合せ 春日部税務署個人課税部門 ☎048(733)2961

所得税の還付申告は、お近くの

税理士事務所でも行えます

お近くの税理士事務所です。所得税の還付申告の相談や確定申告書の作成・提出を無料で行うことができますのでご利用ください。

期間 2月4日(月)～15日(金)

※土曜・日曜・祝日を除く

時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

対象 つぎの要件に該当する人(住宅借入金等特別控除を受ける人や給与、年金以外の所得のある人などを除く)

○年金を受給している人
○給与所得者で医療費控除を受ける人
○年の途中で退職または就職した人で年末調整が済んでいない人

※内容によっては無料とならない場合もありますので、ご希望の人は必ず事前に各税理士事務所または税理士会春日部支部事務局に相談内容や相談時

間などをお問い合わせください。なお、お問い合わせは、午前9時30分～正午、午後1時～4時にお願います。

用意する物

①平成24年分給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票

※源泉徴収税額のある人のみ

②印鑑

③申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの

④社会保険料の証明書、生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ)

⑤医療費の領収書(1年間分の合計額を事前に計算しておいてください)。保険などで補てんされた金額が分かるもの(医療費控除を受ける人のみ)

問合せ 税理士会春日部支部事務局(春日部市南1-17東部地域振興ふれあい拠点施設5階) ☎048(738)7470